

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月1日

【ファンド名】 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド
- 新興国ハイインカム株式ファンド
(Pictet Global Selection Fund -
Global High Yield Emerging Equities Fund)

【発行者名】 ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ
(Pictet Asset Management (Europe) S.A.)

【代表者の役職氏名】 会長 セドリック・バーメッセ
(Cédric Vermesse)
取締役 ニコラ・チョップ
(Nicolas Tschopp)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2226 フォート・ニードーグリュヌ
バルト通り6B
(6B, rue du Fort Niedergruenewald, L-2226 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドである新興国ハイインカム株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）の保管受託銀行に関して、以下のとおり主要な関係法人の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

ファンドの保管受託銀行に、以下のとおり異動がありました。

イ．当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（１）新しく関係法人となる会社

保管受託銀行

名称

バンク・ピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エイ・ジー、ルクセンブルグ支店（Bank Pictet & Cie (Europe) AG-Luxemburgische Niederlassung）（以下「新保管受託銀行」という。）

資本金の額

2023年5月26日現在、バンク・ピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エイ・ジーの資本金の額は、6,000万ユーロ（約87億4,320万円）である。

（注）ユーロの円貨換算は、2023年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝145.72円）による。

関係業務の概要

ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）またはその指名された代理人からの指示を受領次第、新保管受託銀行は、ファンドの資産のあらゆる処分行為に従事する。

新保管受託銀行の主要な業務は、以下のとおりである。

- (a) 保管可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の安全保管および保管不可能な資産の記録保持。かかる場合、新保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。
- (b) トラストのキャッシュ・フローが適切に監視されていることを確保し、特に、ファンドの受益証券の申込みの際し、投資家によって、または、これを代理して行われたすべての支払いが受領されていることおよびトラストのすべての現金が、新保管受託銀行が監視し、調整することができる現金勘定に計上されていることを確保すること。
- (c) ファンドの受益証券の発行、償還および転換が、ルクセンブルグの適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- (d) ファンドの受益証券の価額が、ルクセンブルグの適用法、約款および評価手続きに従って計算されることを確保すること。
- (e) 管理会社の指示を実行すること。ただし、かかる指示がルクセンブルグの適用法または約款に抵触する場合を除く。
- (f) ファンドの資産にかかわる取引において、対価が通常の期限内にファンドに送金されることを確保すること。
- (g) ファンドの収益が、ルクセンブルグの適用法および約款に従って適用されることを確保すること。

上記(a)で言及される新保管受託銀行の業務に関連して、保管可能な金融商品に関して、（新保管受託銀行がオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付のルクセンブルグ法（改正済）（以下「AIFM法」という。）に従ってその責任を代理人に契約上移転した場合を除き）新保管受託銀行は、ファンドまたは受益者に対し、新保管受託銀行または代理人が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。本書の日付現在、新保管受託銀行は、その責任を代理人に契約上移転する取決めを締結していない。

上記(b)号から(g)号で言及される一切のその他の新保管受託銀行の業務に関して、新保管受託銀行は、ファンドまたは受益者に対し、新保管受託銀行の過失または保管受託銀行が意図的に義務を適切に履行することを怠ることによってファンドまたは受益者が被った一切のその他の損失に関して責任を負う。

新保管受託銀行は、特定の機能を専門のサービス提供者に委託することができる。かかる委託および生じる一切の利益相反の詳細については、管理会社の登記上の事務所で入手することができる。

（２）関係法人でなくなる会社

保管受託銀行

名称

ピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エス・エイ（Pictet & Cie (Europe) S.A.）（以下「旧保管受託銀行」という。）

資本金の額

2023年3月末日現在、7,000万スイス・フラン（約102億3,120万円）

（注）スイス・フランの円貨換算は、2023年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1スイス・フラン = 146.16円）による。

関係業務の概要

管理会社またはその指名された代理人からの指示を受領次第、旧保管受託銀行は、ファンドの資産のあらゆる処分行為に従事する。

旧保管受託銀行の主要な業務は、以下のとおりである。

- (a) 保管可能なファンドの資産（振替決済証券を含む。）の安全保管および保管不可能な資産の記録保持。かかる場合、旧保管受託銀行は、当該資産の所有権を確認しなければならない。
- (b) トラストのキャッシュ・フローが適切に監視されていることを確保し、特に、ファンドの受益証券の申込みに際し、投資家によって、または、これを代理して行われたすべての支払いが受領されていることおよびトラストのすべての現金が、旧保管受託銀行が監視し、調整することができる現金勘定に計上されていることを確保すること。
- (c) ファンドの受益証券の発行、償還および転換が、ルクセンブルグの適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- (d) ファンドの受益証券の価額が、ルクセンブルグの適用法、約款および評価手続きに従って計算されることを確保すること。
- (e) 管理会社の指示を実行すること。ただし、かかる指示がルクセンブルグの適用法または約款に抵触する場合を除く。
- (f) ファンドの資産にかかわる取引において、対価が通常の期限内にファンドに送金されることを確保すること。
- (g) ファンドの収益が、ルクセンブルグの適用法および約款に従って適用されることを確保すること。

上記(a)で言及される旧保管受託銀行の業務に関連して、保管可能な金融商品に関して、（旧保管受託銀行がAIFM法に従ってその責任を代理人に契約上移転した場合を除き）旧保管受託銀行は、ファンドまたは受益者に対し、旧保管受託銀行または代理人が保有する当該金融商品の損失に関して責任を負う。本書の日付現在、旧保管受託銀行は、その責任を代理人に契約上移転する取決めを締結していない。

上記(b)号から(g)号で言及される一切のその他の旧保管受託銀行の業務に関して、旧保管受託銀行は、ファンドまたは受益者に対し、旧保管受託銀行の過失または旧保管受託銀行が意図的に義務を適切に履行することを怠ることによってファンドまたは受益者が被った一切のその他の損失に関して責任を負う。

旧保管受託銀行は、特定の機能を専門のサービス提供者に委託することができる。かかる委託および生じる一切の利益相反の詳細については、管理会社の登記上の事務所で入手することができる。

ロ．当該異動の理由及びその年月日

（１）異動の理由

ピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エス・エイは、ルクセンブルグからフランクフルト・アム・マイ
ン・ドイツに登記上の事務所を移転し、ルクセンブルグ有限責任会社（société anonyme）から、バンク・
ピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エイ・ジー（以下「PEUAG」という。）と称するドイツの株式会社に法
域を超えて組織変更した。ファンドの保管受託業務を継続するために、PEUAGのルクセンブルグ支店が設立
され、バンク・ピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エイ・ジー、ルクセンブルグ支店の名称で、ファンド
の保管受託銀行となった。

（２）異動の年月日

2023年5月26日